京都市上下水道局工事成績評定要領

(目 的)

第1条 この要領は、京都市上下水道局が施工する請負工事(以下「工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語)

- 第 2 条 この要領において使用する用語は、次の各号に掲げるもののほか、京都市上下水 道局請負工事監督要綱及び京都市上下水道局請負工事検査要綱において使用する用語の 例による。
 - (1) 工事担当課 工事の施工を担当する課、場、所又はセンターをいう。
 - (2) 検査担当課 技術監理室監理課をいう。

(評定の対象)

- 第3条 評定は、契約会計課が契約事務を行う請負代金額が500万円以上の工事について 行うものとする。ただし、単価契約による工事は、評定の対象としないものとする。 (評定者)
- 第4条 評定は、完成検査においては、担当監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員が、部分検査、確認検査及び一部完成検査においては、検査員が行うものとする。 (評定の方法)
- 第5条 評定は、工事ごとに行うものとする。
- 2 完成検査における評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、前条に規定する評定者が、評定結果を工事成績採点表(第1号様式)に記入することにより行うものとする。
- 3 部分検査、確認検査及び一部完成検査における評定は、検査により確認した事項に基づき、前条に規定する評定者が、評定結果を部分・確認・一部完成検査の工事成績採点表(第1-1号様式)に記入することにより行うものとする。

(評定結果の通知)

- 第6条 検査担当課は、前条に規定する評定結果を、工事成績評定結果通知書(第2号様式)及び項目別評定点表(第3号様式)により工事担当課に通知するものとする。
- 2 工事担当課は、施行を担当する工事について、前項の規定による通知を受けたときは、 当該工事の受注者に速やかに通知しなければならない。

附則

- この要領は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年4月1日から実施する。 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年9月1日から施行する (適用区分)
- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局工事成績評定要領、第5条第2項の規定は、 平成26年9月1日(以下「適用日」という。)以後に締結する契約に基づく工事につい て適用し、適用日前に締結した契約に基づく工事については、なお従前の例による。

附即

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局工事成績評定要領第3条の規定は、平成3 0年7月1日(以下「適用日」という。)以後に締結する契約に基づく工事について適用し、 適用日前に締結した契約に基づく工事については、なお従前の例による。